

☆ 紹介状と選定療養費 ☆

先日こんなお問い合わせをいただきました。
「新河端病院さんは紹介状無く受診したら、私費はいくら追加になりますか？」というものです。

これは、選定療養費の事をおっしゃっているのですが、結論からいくと、当院では自己負担金のお支払いはありません。

ではこの選定療養費というものは、どういうものでしょうか。

厚生労働省は効率的な医療を提供するために、医療法の改正、医療保険関連法の改正などを通じて、医療機関の機能分担を推進しています。医療機関は診療所などの「かかりつけ医」、「急性期病院」、「慢性期病院」などに分類され、それぞれの役割に応じた医療を提供することが全国民に良質な医療を効率的に提供できると考えられるからです。

そのため、ベッド数200床を基準として、それ以上の病院を受診する際には初診料と別にかかる費用を選定療養費として設けています。（費用に関しては、各病院により異なります）当院では200床未満の病院ですので、この選定療養費の対象ではありませんので、初診料以外にかかる費用はありません。

では、紹介状は必要ないのでしょうか？

普段かかっているかかりつけの先生からの紹介状は、当院の医師が診察をさせていただくにあたり大変重要です。紹介状により診療内容や処方内容が即座に把握できるなど、より適切な診療をお受けになることができるといったメリットがあります。よって、かかりつけ医の先生からのご紹介で当院を受診していただく場合は、紹介状を書いていただけて下さい。

紹介状

☆ このような場合はマスクの着用をお願いします ☆

ご来院の患者様、ご家族様へのお願いです。下記の症状がある方は、マスクの着用をお願いしています。

- ・ 2週間以上続く咳や痰
- ・ 2週間以上続く、37.5℃以上の発熱
- ・ 原因不明の体重減少
- ・ 血痰
- ・ 呼吸困難



ご受診の際に上記症状がある方は、待合い場所を変更していただく場合もございますのでご了承ください。

また、院内への出入り口各所に、手指消毒用のポンプを設置しておりますので、お入りになる際、お帰りの際は手指を消毒されることをお勧めいたします。

なお、マスクをお持ちでない方は北玄関・南玄関に自動販売機を設置しておりますので、そちらでご購入下さい。

☆ 平成 25 年度 乙訓特定健診 ☆

ただいま乙訓特定健診実施中です。

期間は 10 月 31 日（木）までです。

※事前にご自宅に送付されております「受診券」および、「受診票」と本人確認の為の「健康保険証（お忘れになると受診できません）」をお持ち下さい。

自己負担金：1,000 円（基準により、自己負担金免除の方もおられます。お住まいの市町にお問い合わせ下さい）

受けられる日：月曜日から土曜日の朝診にお越し下さい。

（事前の予約は不要です。）

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・ 医療を受ける権利
- ・ 知る権利
- ・ 自分で決定する権利
- ・ プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院